

## G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合国際理解・国際交流事業業務委託仕様書

### 1 事業の目的

G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合とは、2023 年 6 月 16 日から 3 日間（予定）にわたり三重県志摩市において開催され、日本、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダの交通担当大臣及び欧州連合の交通担当委員が集まり、交通政策の今後の方向性について議論を行う会合で、国土交通省が主催する国際会議である。

本会合が三重県志摩市で開催されることを契機として、会合参加国について学ぶ機会を設け、次世代を担う子どもたちが国際理解・国際交流を深めること、国際的な視野や感覚を身に付けるきっかけとなること、また、会合開催時期の一過性に終わることなく、会合開催後も継続的に国際理解・国際交流が根付くようになることを目的とする。

### 2 委託業務の契約期間

契約日から令和 5 年 8 月 31 日（木）まで

### 3 委託業務の内容

#### (1) 出前授業の実施

会合参加国に対する理解と交流が深まる学習プログラムの開発及び出前授業の実施。

##### ①実施期間

契約日から令和 5 年 8 月 31 日（木）まで。

##### ②実施場所

県内の小・中学校、高等学校及び特別支援学校

##### ③受講対象者

県内の小・中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する児童・生徒

##### ④授業内容

児童・生徒の年代に合わせた学習プログラムの開発（4 種類以上）し、実施すること。実施は 4 月から 7 月に行うことが望ましい。ただし、いずれの場合も冒頭 5 分程度は交通大臣会合についての説明を行うこととし、この説明のための資料は、別途、G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会（以下「協議会」という。）から受託者へ提供することとする。

##### ⑤授業回数

53 回（1 回あたりの基本的な授業時間 45 分～50 分）

##### ⑥講師の選定

可能な限り県内在住の G 7 各国出身者、在住経験者若しくは留学生等を活用すること。なお、講師が日本語通訳を必要とする場合は、その対応等も含むこととする。

##### ⑦開催校の募集、実施の調整

出前授業を開催する学校の募集、交渉及び調整は受託者が行う。募集通知（デ

ータ)の作成は受託者が行う。ただし、募集通知は、協議会が各学校へメールにて通知することとする(応募先は、受託者とする)。

なお、応募数が53回を超えた場合は、受託者が協議会と協議した上で実施校を決定する。

また、応募締切後、応募数が53回に達しなかった場合は、2次募集を行うなど、53回実施できるように努めること。

⑧授業実施に係る機材等の調達

授業の実施に係る機材等の調達及び設営・撤去の一切は、受託者が行う。

⑨新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための十分な対策を講じること。

(2) 大臣会合参加国紹介のためのパネルデータ及び資料の作成

展示やイベント等で活用する参加国紹介用のパネルデータ及び出前授業に使用する資料を作成する。

①作成期間

契約日から契約日の30日後まで

②パネルデータの作成

パネルデータについては、下記ア、イのとおり作成すること。子ども向けの参加国の紹介については、児童・生徒の理解を深められるよう創意・工夫すること。データは、コンピュータで読込・加工可能な形式(ワード、パワーポイント等)で作成し、協議会へ提出する。なお、協議会へのパネルの提出は求めない。協議会では、B2サイズのパネルとして使用するため、データは、それに適した内容とすること。

パネルデータについては、伊勢志摩サミット三重県民会議の国際理解・国際交流事業で作成したデータの一部を加工し、作成することも可とする。当該パネルデータ及びパネルに使用した写真データは、協議会から受託者へ提供する。

ア 一般向けの参加国の紹介(7データ)

イ 子ども向けの参加国の紹介(7データ)

③資料の作成

(1)の出前授業で使用する資料を作成すること。

(3) その他

「1事業の目的」に資するために必要な業務

## 4 成果品

(1) 納品する成果品

① 委託業務の実施内容を記載した「委託業務完了報告書」

(原則としてA4版・両面印刷) 1部

② 委託業務において生じた成果物 各1部

(パネルデータについては、契約の日から1か月以内に納品する)

- ③ 写真等業務の履行状況が確認できるもの 1部
  - ④ 必要があれば実施内容の説明資料 1部
- (2) 成果品の提出期限  
令和5年8月31日(木) 17時まで

## 5 その他特記事項

- (1) 本業務の委託料については、授業開催回数の実績に応じて精算することとする。
- (2) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、協議会と協議を行うこと。
- (3) 協議会は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (4) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則がある。
- (5) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに協議会に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち協議会又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって協議会に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、協議会と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局財務会計規程によるものとする。